15. 1. 27

官房九州出張中央委員

右ノ件ニ関シ本日左ノ通リ取計ヒ候条此段及通牒候也

一、九州出張中央委員ハ本日左ノ通リ取計ヒ候事

一、出張中央委員ハ出張先ニ於テ党務ニ関シ地方委員ノ指揮ヲ受ケ其ノ職務ヲ執行スベシ